

## 償却資産の申告は 令和8年1月23日(金)までに

1月1日時点で、市内に償却資産を所有している人は、その資産について毎年申告が必要です。

申告期限は令和8年2月2日(月)までですが、1月23日(金)までの申告にご協力お願いします。

土地や家屋に設置した太陽光発電設備も申告が必要な場合があります。対象など詳しくは問い合わせてください。

### 償却資産とは

個人または会社で事業を営んでいる人が所有し、その事業のために用いている土地や建物以外の固定資産のことです。

### 償却資産の対象となるもの(例)

#### 飲食店

- ▶ 廉価設備
- ▶ カラオケセット
- ▶ レジスター
- ▶ 冷蔵庫 など

#### 理容業・美容業

- ▶ 洗面設備
- ▶ 理・美容椅子
- ▶ サインポール など

#### 小売店

- ▶ 冷蔵庫
  - ▶ 自動販売機
  - ▶ 商品陳列ケース など
- 申問**税務課(☎ 44-9127)、  
上下支所地域づくり係  
(☎ 62-2111)

## 家屋を取り壊したら 届け出を忘れずに

令和7年12月末までに住宅や倉庫などの家屋を全部または一部取り壊す予定がある人で、まだ届け出をしていない人は、早急に連絡してください。

滅失登記を行っていない場合、届け出をしないと、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。

また、住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産税の税額が変わる場合があります。

\*滅失登記を行っている場合は、届け出の必要はありません。

**申問**税務課(☎ 44-9127)、  
上下支所地域づくり係  
(☎ 62-2111)



## 募 集

### SPINGLEウェルネスセンター 冬の短期水泳教室

冬の短期水泳教室を開催します。水に慣れることから泳法の基礎までレベルに合わせて丁寧に指導します。

教室後、入会者にはスクール専用水泳キャップをプレゼントします。

#### 2日間コース(初級のみ)

**時**12月20日(土)10時～11時

21日(日)10時15分～11時15分

**定**20人

#### 3日間コース

**時**12月24日(水)～26日(金)

9時15分～10時15分

**定**30人

**対**3歳～中学生

**料**▶会員または会員家族…3,300円

▶会員以外…4,400円

**持**水着、水泳キャップ、タオル

**申**SPINGLEウェルネスセンター  
窓口で申し込み

**メ**定員になり次第

**問**SPINGLEウェルネスセンター  
(☎ 44-9222)